

関西外国語大学短期大学部履修規程（抜粋）

第 8 章 資格取得

第 1 節 教職課程

（免許状の種類）

第 84 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 10 に定める。

表 10 取得できる免許状の種類および教科

学科	免許状の種類	免許教科
英米語学科	中学校教諭二種免許状	英語

（基礎資格および最低修得単位数）

第 85 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数等は、表 11 に定める。

表 11 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	短期大学士の学位を有すること
免許取得にかかる最低修得単位数	
単位数	本学科で定める単位数
免許法で規定する科目	
教職に関する科目	31
教科に関する科目	24
教科又は教職に関する科目	4
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作

(履修方法)

第 86 条 教職に関する科目の履修方法は、表 12 および次の各号に定める。

表 12 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目		本学科開講科目	単位数		配当年次
			必修	選択	
第 2 欄	教職の意義等に関する科目	教職概論	2		1
第 3 欄	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2		1
		教育心理学	2		1
		教育制度概論	2		1
第 4 欄	教育課程及び指導法に関する科目	英語科教育法Ⅰ	4		1
		英語科教育法Ⅱ		4	1
		道德教育の理論と実践	2		1
		特別活動の理論と実践	2		2
		教育方法の理論と実践	4		1
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2		1
教育相談		2		2	
第 5 欄	教育実習	教育実習	5		2
第 6 欄	教職実践演習	教職実践演習 (中学校)	2		2
合計			31	4	

- (1) 「教職に関する科目」は配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
- (2) 「教職に関する科目」は、卒業の要件とする単位に算入しない。ただし、1年次終了時において、教育実習の履修要件を充足していることを条件に、「教職に関する科目」のうち6単位を、共通教育科目の単位として読み替え、卒業単位に含むことができる。
- (3) 第3欄の「教育基礎論」には「教育課程の意義及び編成の方法」を含む。
- (4) 第5欄の「教育実習」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導1単位を含む。
- (5) 第6欄の「教職実践演習(中学校)」は、教育実習履修者を対象として、原則として2年次秋学期に開講する。

- 2 教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、教免法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の履修方法は、表 13 および次の各号に定める。

表 13 教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、教免法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

	免許法施行規則に定める科目	本学科で定める最低修得単位数	本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
教科に関する科目	英語学	24	英語学概論	4		◎	2	
			College English Grammar	2	○		1	
	英米文学		英米文学概論	4		◎	2	
			英米文学史	4		◎	2	
	英語コミュニケーション		Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues	2	○		1	
			Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues	2	○		1	
			Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues	2	○		1	
	異文化理解		比較文化研究	4		◎	1	
教科又は教職に関する科目		4	人権問題論	4		◎	1	
免許法施行規則第 66 条の 6 に規定する科目	日本国憲法		法学（日本国憲法 2 単位を含む）	4		◎	1	
	体育		スポーツ健康科学	2		◎	1	
	外国語コミュニケーション		Integrated English A: Reading & Understanding of Social Issues	2	○		1	
	情報機器の操作		情報リテラシー A	1		◎	1	
			情報リテラシー B	1		◎	1	

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「英語学概論」「英米文学概論」「英米文学史」「比較文化研究」「人権問題論」「法学」「スポーツ健康科学」「情報リテラシー A」「情報リテラシー B」は必ず修得しなければならない。
- (3) 「英語学概論」「英米文学概論」「Integrated English B: Writing & Discussion of Social Issues」「Integrated English C: Reading & Discussion of Social Issues」「Integrated English D: Writing & Presentations about Social Issues」「比較文化研究」は、一般的包括的な内容を含む。

(「教育実習」履修要件)

第 87 条 「教育実習」は、1 年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 1 年次配当の専門必修科目をすべて修得していること。
 - (2) 「教職に関する科目」のうち、1 年次配当の必修科目をすべて修得していること。
 - (3) 専門必修科目および専門選択科目の総平均点が 70 点以上であること。
 - (4) 「教職に関する科目」の平均点が 70 点以上であること。
 - (5) 1 年次終了時において、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 450 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 45 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 475 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
 - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
 - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
 - (6) 教職ガイダンスにすべて出席していること。
- 2 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 88 条 免許状を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。